

大正・昭和戦前期における未決拘禁制度改革

—— 未決拘禁施設の独立をめぐって ——

兒 玉 圭 司

1. はじめに

1937（昭和12）年5月29日、東京拘置所の落成式が挙行された¹。同施設は、受刑者を収容する刑務所とは完全に分離された、未決勾留を行うための独立施設であるとともに、「拘置所」という名称が付されたはじめての施設であった。施設名の法的な根拠は、以下に掲げる昭和12年勅令第222号にある。

監獄官制中左ノ通改正ス

別表中市谷刑務所ノ項ヲ削リ小菅刑務所ノ項ノ前ニ左ノ項ヲ加フ

東 京 拘 置 所

東 京 府 東 京 市²

勅令の制定理由は、「今般市谷刑務所移築工事落成シタルニ付此ノ際同監獄が主トシテ未決勾留者ヲ収容スルモノナルニ鑑ミ特ニ其ノ意ヲ明ニスル為名称ヲ普通刑務所ト區別シ東京拘置所ト改称スルノ必要アルニ依ル」³とされている。

東京拘置所の設立背景については、いくつかの先行研究で触れられているが、そのいずれもが、1935年に発足した司法制度調査会との関係を指摘する⁴。しかし、大正期から昭和戦前期にかけて続けられた監獄法改正事業においても、未決拘禁施設の独立は一つの論点となっている⁵。それでは、大正期以降の監獄法改正事業と、司法制度調査会で表出した未決拘禁施設の分離・独立をめぐ

る議論は、どのような関係にあるのだろうか。

本稿は、大正期以降における未決拘禁制度改革，とりわけ未決拘禁施設の監獄（刑務所）からの分離・独立を目指す動きを，新出史料を用いてあとづけるとともに，その主唱者や母法について，検証を試みたい。

2. 大正・昭和戦前期における監獄法改正事業と未決拘禁制度改革

(1) 明治41年監獄法における未決拘禁の地位

明治41年法律第28号監獄法は，未決拘禁施設について次のように定める。

第一條 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス（中略）

四 拘置監 刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘禁スル所トス
（中略）

第三條（中略）

懲役監，禁錮監，拘留場及ヒ拘置監ノ同一区画内ニ在ルモノハ之ヲ分界ス

同法の編纂に携わった小河滋次郎はその著書『監獄法講義』において，「拘置監ハ自由刑執行ノ機関ニ非ス，故ニ之ヲ以テ科学的意義ニ於ケル監獄ノ一種ナリト認ムルコトヲ得ス。然ルニ今日ニ在テ各国法制上，仍ホ拘置監ヲ以テ監獄ノ一種ト認ムルモノ多キ所以ノモノハ一ハ因襲ノ久シキ，理論ハ仍ホ随力ノ趨勢ヲ制スル能ハサルノ事情アルト，一ハ姑息的一時ノ経済又ハ行政ノ便宜ニ拘泥スルノ已ム能ハサル事情アルトニ外ナラス」⁶「拘置監ハ本来刑事裁判上ノ機関タルニ止マルヘキモノナルカ故ニ之ヲ裁判所ニ附設シ若クハ少クトモ其接近ノ地ニ特設スルヲ以テ本則トスヘシ（中略）欧米殊ニ其都会地ニ於ケル拘置監ハ多ク裁判所内ニ特別附設シアルノ例ナリ」⁷と記している。要するに，未決拘禁施設たる拘置監は本来的に監獄の一種ではなく，裁判所に附設することが望ましいが，歴史的背景や経済・行政上の便宜により，現時点では理論通りに運用されていないというのである。実際，昭和戦前期までの日本では，大

多数の監獄が未決・既決両様に用いられていた⁸。

（2）大正・昭和戦前期の監獄法改正事業と未決拘禁施設の独立

ところが、1922（大正11）年になると、司法省内部で未決拘禁制度改革の機運が生じ、未決拘禁施設の独立が主張されるようになる。その舞台となったのは、同年発足した行刑制度調査委員会であった⁹。以下、先行研究の成果を踏まえつつ、未決拘禁施設の独立が構想された経緯をたどることとする。

行刑制度調査委員会は、1922年4月から5月にかけて内規の制定や委員の任命を行ったうえ¹⁰、「現行ノ行刑制度ハ主トシテ左ノ諸点ニ付改正スヘキ必要アリト認ム其ノ改正ノ綱要ヲ調査答申アランコトヲ望ム」¹¹として15項目の諮問事項を示した。その中に、「未決勾留者タル被告人ニ対スル処遇」¹²が掲げられている。また、当時の監獄局長であり、行刑制度調査委員会に深く関与した山岡萬之助^{13 14}の旧蔵文書には、「行刑制度調査会設置ノ趣意」と題する文書が残されており、未決拘禁に関して次のような記述がある。

二 拘置監ニ収容スル刑事被告人ヲ在監者トシテ取扱フ現今ノ制度ニ改善ヲ加ヘ処遇方法ヲ変更スルノ要ナキヤ

現行監獄法ニ於テハ未決囚ノ処遇ニ付個別的待遇ヲ為スヘキコトニ付格別ナル規定ナキヲ以テ一面ニ於テハ例ヘハ社会ニ於テ相当ノ生活ヲ為シタル者ニハ酷ニ失スル場合アルヘク他面ニ於テハ未決勾留ノ主ナル目的タル證據湮滅ヲ防止スルヲ得サル場合アリ¹⁵

この記述により、行刑制度調査委員会の発足当初から未決拘禁制度改革が課題となっていたこと、一方でこの時点ではいまだ具体的な方向性を示せていないことを確認できる。

続いて同年6月8日には、各諮問事項の調査を担当する3つの小委員会が編成され、担当の委員と幹事が任命された¹⁶。「未決勾留者タル被告人ニ対スル処遇」を担当したのは第一部で、主査委員は山岡萬之助¹⁷、「各部ニ属スル事

項ノ調査」を担う第一部の幹事は清水行恕と正木亮の2名であった¹⁸。

未決拘禁については、6月24日に開催された第1回幹事会で一つの方針が定まる¹⁹。この場では「監獄法ノ改廃ニ関スル審議ヲ為シ總會ニ附議スヘキ問題ヲ考究スル為逐條調査」²⁰が行われ、監獄法第1条については

(1)未決已決ハ嚴然區別シタル法制ヲ樹ツルコト²¹

とされたのである。そしてこれ以後、諮問に対する答申案が練られたと思われる。諮問事項「未決勾留者タル被告人ニ対スル処遇」については、1923年11月9日に行われた第42回幹事会までに答申案が作成され、この日から11月27日に行われた第46回幹事会までの審議を通じて、答申にあたる「未決勾留執行原則」が決議される²²。ここで定まった

一総則

イ独立設備ヲ原則トシ已ムコトヲ得サル場合ニ限り普通刑務所ニ附設スルヲ得ルコト²³

との一文が、未決拘禁施設の原則的な独立が掲げられたはじめての場面となる。以後、幹事会で決議された「未決勾留執行原則」は、第一部会および總會を通じて修正されていくが²⁴、上記の一文については軽微な字句の挿入を除いて変更のないまま、行刑制度調査委員会の成果である『行刑制度調査答申書（壹）』²⁵に取り込まれている。

『行刑制度調査答申書（壹）』の成立とほぼ時を同じくして²⁶、1923年12月から翌年1月にかけて監獄法改正調査委員会が発足した²⁷。監獄法改正調査委員会は、監獄法の改正を目的とした組織で、行刑制度調査委員会の答申を議案として審議を行い、法律案を起草し、議会への提出を目指した²⁸。そのため同委員会では、行刑制度調査委員会がまとめた「未決勾留執行原則」を土台に「未決勾留法」が作成され、審議が行われている。「未決勾留法」の起草者は山岡

萬之助であり²⁹、未決拘禁施設に関する規定は次のとおりである。

第一條 未決勾留ノ執行ヲ為ス為監守所ヲ置ク

監守所ハ之ヲ刑務所ニ附設スルコトヲ得³⁰

また、同委員会では同条をめぐって次のような質疑もなされている。

泉二委員 此レハ刑務所外ニ監守所ト云フモノヲ置クモノナルヤ即チ独立ノ
官制ヲ定ムル筈ナリヤ

山岡委員 自然然ルモノトス或ハ他ニ監守所ト云フモノヲ拵ヘルコトトナル
ベシ³¹

この質疑から、山岡が、未決拘禁施設を原則として刑務所から独立させるつもりであったことがわかる。この後も引き続き審議が行われ、監獄法改正調査委員会は1925年1月10日に「行刑法案」・「予防拘禁法案」・「未決勾留法案」の三法案を司法大臣に提出する³²。提出された「未決勾留法案」の第一条は原案の字句を一部削除し、

第一條 未決勾留ヲ為ス為監守所ヲ置ク

監守所ハ之ヲ刑務所ニ附設スルコトヲ得³³

として維持された。内容はまさに、行刑制度調査委員会の答申に沿うものといえよう。

それではなぜ、行刑制度調査委員会や監獄法改正調査委員会は、未決拘禁施設を監獄（刑務所）から分離・独立させるべきと結論づけたのであろうか。この点につき、行刑制度調査委員会第一部会および監獄法改正調査委員会において、いずれも山岡が説明を行っているので、その内容を確認しておきたい。まず、行刑制度調査委員会第一部会において「未決勾留者タル被告人ニ対スル処

遇」の主査を務め、「未決勾留執行原則」をまとめた山岡は、その狙いを次のように述べている。

未決勾留ノ執行ハ今日ニ於テハ監獄法ノ一部トナツテ居ルノテ未タ裁判ノ確定セサルツマリ罪人ト云フコトノ出来ヌ者テモ之ヲ監獄ニ拘禁シ其ノ間已決ノ受刑者ト変リカナイ又其ノ待遇モ多少ノ相違カアルニ過キサル為世間ノ者モ之ヲ罪人ト同一ノ觀念テ見テ居ル故ニ縱令夫レカ無罪トナツタトキテモ彼ハ臭イ飯ヲ食ツテ来タ者タト云フテ排斥スル斯様ニ迷惑ヲ蒙ツタ上ニ尚ホ他人カラ排斥セラルルト云フコトハ未決勾留者ノ忍フヘカラサル苦痛テアツテ又未決勾留ヲ為ス目的ニ背反スル新刑訴ハ爰ニ鑑ミル所カアツテ被告人ノ名誉保全ニ付色々ナ規定ヲ為シテ居ル併シ今日ノ様ナ未決勾留ノ方法テハ到底其ノ精神ヲ實現スルコトカ出来ヌ故ニ未決勾留ハ全然之ヲ行刑ト區別シ已ムヲ得サル場合ニ於テノミ之ヲ拘禁シ自由ノ制限モ必要ノ範圍ニ止メテ待遇ヲ改善シ世人モ亦裁判ノ為留置セラレタモノテ警察ニ留メ置カレタト云フ位ノ考テ之ヲ迎ヘル様ニ致シタイ斯様ナ趣旨テ行刑法ト區別シ此ノ根本方針ニ基キ各項ヲ作り上ケタノテアル（中略）

第一総則原則トシテハ独立設備トシ已ムナキ場合ニ限り刑務所ニ附設スルコトトシタ此ノ附設ト云フコトハ好マシカラヌ所テハアルカ現下ノ状況ニテハ已ムヲ得サル場合ニ備ヘル必要カアル³⁴

続いて、監獄法改正調査委員会の場で、「未決勾留法案」の起草者として行った説明を引用しておく。

未決勾留法ハ行刑制度調査会ニ於テ定メラレタル根本觀念トシテハ刑ノ執行ト同一場所ニ拘禁スルニ於テハ無罪トナルモ尚且ツ世人ヨリ刑務所ニ収容セラレタル人トシテ名誉ノ回復容易ナラス而シテ刑事訴訟法ノ精神ニ於テハ名誉ヲ毀損セザルモノナラザルベカラズ茲ニ之ヲ全然分離シテ未決勾留法ハ之ヲ分離シテ已ムコトヲ得ス人ヲ拘束スルモノナリトノコトヲ自然ニ諒解シ得

ル様ニセザルベカラズ斯ノ見地ヨリシテ之ヲ行刑法ト全然分離スルコトニナリタルモノトス而シテ其ノ意味ハ未決勾留法ノ各条ニ現ハレ居ル次第ナリ依テ陸軍ニ於テハ未決拘禁場ト称シツ、アルモスカル「ムキ出シ」ノ名前ニテハ分離シタル趣旨ニモ多少遠カル嫌アルヲ以テ此ノ法案ニハ之ヲ監守所ト名付ケタル次第ナリ是迄モ未タ適當ナリトハ考ヘス仮ニ之ヲ私ノ案トシテ提出シタル迄ナリ³⁵

両者はほぼ同趣旨の文章といえ、未決拘禁制度改革にあたって、山岡が1922年に制定された刑事訴訟法（以下、本稿では大正刑事訴訟法と表記する）を意識していたことがうかがえる。特に、同法第92条に置かれた「被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テハ其ノ身体及名誉ヲ保全スルコトニ注意スヘシ」との規定に注意を払っていたものと思われる。1925年1月10日、監獄法改正調査委員会がその成果を司法大臣に報告する際に添付した「経過顛末書」にも、

現行監獄法ハ明治四十一年ノ制定ニ係リ年所ヲ閱スル既二十有八年此ノ間刑罰ニ関スル諸科学ハ頓ニ進歩シ或ハ監獄ノ設備ニ於テ或ハ処遇ノ方法ニ於テ或ハ衛生問題ニ於テ現行法規ヲ以テハ完璧ヲ期シ難キモノ一ニシテ足ラス而モ監獄法改正ノコト屢々上議サルルトコロアリシト雖期末タ熟セス唯隨時監獄法施行規則ヲ適宜改廃シテ漸ク事ナキヲ得タリ然ルニ今ヤ刑事訴訟法ノ改正アリテ未決勾留ニ関スル規程ノ如キハ現状ニ甘スルコト能ハサルニ至レリ³⁶

とあり、大正期の監獄法改正事業を誘発した原因の一つが大正刑事訴訟法の制定であったことは明らかである。そして、刑事訴訟法への対応を迫られた以上、未決拘禁制度改革がその柱の一つとなったことは必然であったといえよう。

さらに、未決拘禁制度改革が必然であったとして、なぜ、その過程で未決拘禁施設の独立という方向が目指されたのであろうか。これに関しては、行刑制度調査委員会で第一部の担当幹事を務めた正木亮³⁷の存在に注目せざるを得ない。

法務図書館が所蔵する山岡萬之助関係文書には、山岡が「未決勾留執行原則」や「未決勾留法案」を調査・起草した際の資料と思しき簿冊が残されており³⁸、簿冊中には、「正木幹事」と記された、外国法の翻訳資料が複数存在する。これは、行刑制度調査委員会の諮問事項「未決勾留者タル被告人ニ対スル処遇」に関して、審議の前提となる資料の収集・整理にあたったのが正木であったことを示していよう。そして、正木は行刑制度調査会の幹事に任命されてほどなく、1922年8月に発行された『監獄協会雑誌』において、「中華民國看守所暫行規則を論ず（拘置監は監獄に非ず）」と題する論文を発表しているのである³⁹。

同論文は、中華民國で1913年に制定された「中華民國看守所暫行規則」⁴⁰を紹介するとともに、同規則の第一条に「看守所專以羈留被告人為限」⁴¹とあること取り上げて、「刑事被告人のみの拘禁場所たるの点」および「看守所を全然監獄の一部たるの觀念より脱却せしめたること」⁴²を高く評価する。そして、この内容は、「未決勾留執行原則」や「未決勾留法案」の目指した地点と全く同一なのである。

行刑制度調査委員会の幹事会が、「未決勾留執行原則」を審議する際に参照した諸外国の法令は、日誌から確認できる限りにおいて、「千八百七十七年二月一日發布ノ独乙刑事訴訟法中被告人ノ取扱法規千八百七十三年三月二十三日發布奥国刑事訴訟法中未決勾留者ノ取扱千九百五年十一月二十八日提出伊太利刑事訴訟法草案中未決勾留者取扱法規及中華民國ニ於ケル刑事被告人取扱ニ関スル規定」および「フキートルヒ原著プロシヤ現行処遇制度」⁴³であり、これらを翻訳したものが、いずれも山岡の旧蔵資料に収められている⁴⁴。そして、これら参照法令の中で、未決拘禁施設を監獄（刑務所）から分離・独立させる規定が含まれているものは、「中華民國看守所暫行規則」以外にない。さらに記せば、「中華民國看守所暫行規則」に対してのみ、関係条文の翻訳だけでなく正木亮による「はしがき」が付され、「殊に看守所即我拘置監に当るべきものは之を監獄の範圍より除外したる点に於て特に我監獄制度の改良參考資料として有益なるものなり」⁴⁵との評価が加えられているのである。

以上の事柄を踏まえると、行刑制度調査委員会以降にみられた未決拘禁施設独立への動きは、「中華民國看守所暫行規則」に着想をえた正木亮が推進したもので、この方針を、主査や起草者として監獄法改正事業に携わった山岡萬之助が受け入れることによって成立したものと考えられよう。

ところで、1925年1月に「未決勾留法案」を含む三法案が司法大臣へ提出されたのち、行刑局長のもとでさらに調査研究が行われ、1926年4月には三法案を一括した「刑務法案」が編成される⁴⁶。同法案では、未決拘禁施設は次のように規定されていた。

第一編 総則

第一章 刑務所及保安物禁

第一條 刑務所ニ於テハ刑ノ執行並未決拘禁ヲ為ス

第二條 刑務所ノ設備ハ左ノ四種トス

一 懲治所

二 禁錮所

三 拘留所

四 監司所（中略）

第五編 未決拘禁

第百六十四條 刑事被告人其ノ他刑事手續ニ因リ拘禁セラルヘキ者（未決拘禁者）ハ之ヲ監司所ニ収容ス（後略）⁴⁷

同法案は、未決拘禁施設たる「監司所」が「刑務所」の一種とされている点、および未決拘禁を行う「監司所」と「刑務所」との分離について規定がない点において、こと未決拘禁施設の独立という観点からいえば、「未決勾留法案」からの後退がみられる。同法案は当時の行刑局長・泉二新熊⁴⁸のもとで編まれたとされるが⁴⁹、泉二は監獄法改正調査委員会の場でも、「文字上法律ノ名ヲ行刑法ト云ハスシテ刑務所法トカ何カ適當ノ名称アルヤモ知レス余リ文字ニ囚ハレテ居ル如クナルモ予防拘禁ナルモノモーツノ拘禁ノ中ニ入レテ置クコトガ

便宜ニシテ行刑法ト云フモノノ内ニ未決ヲ入レルコトモ立法ノ便宜ナルガ故ニ以上ノ如ク理論的ニ言ハズトモ矢張行刑法中ニ入ルルモ亦可ナラスヤトモ思フノデ此分離案ヲ固執スルノデハナイ」⁵⁰と述べるなど、法案の構成や未決拘禁の位置づけに関して、比較的柔軟な姿勢をみせていた。このように、未決拘禁施設の独立は、いまだ司法省の総意といえる状態ではなく、時々々の事業の主宰者とその方針によって変わりうるものであったといえよう。

したがって、さらなる揺り戻しも起きる。1927年3月2日、刑務法案調査委員会が設置されるとともに、同委員会で「監獄法改正ノ綱領」が決議されたが⁵¹、綱領には再び、

一 未決拘禁所、労役留置所ハ原則トシテ之ヲ特設スルコト⁵²

との項目が置かれた。その後、同委員会は行刑局長・松井和義、辻敬助・岡部常・芥川信・正木亮の5名からなる小委員会で刑務法案の逐条審議を行い、調査委員会を経て、同年4月15日に「修正刑務法案」をまとめている⁵³。「修正刑務法案」では、未決拘禁施設に関する規定は次のように改められた。

第一編 行刑

第一章 総則

第一節 刑務所

第一條 刑務所ノ設備ハ左ノ三種トス

- 一 懲治所
- 二 禁錮所
- 三 拘留所

未決拘禁所ハ必要アル場合ニ於テ之ヲ刑務所ニ代用スルコトヲ得警察官署ニ附属スル留置場亦同シ（中略）

第三編 未決拘禁

第百七十二條 未決拘禁所ハ特ニ之ヲ設ク但シ已ムコトヲ得サル場合

ニハ刑務所ニ附設スルコトヲ得

第一百七十三條 刑事被告人其ノ他刑事手續ニ因リ拘禁セラルヘキ者
（未決拘禁者）ハ之ヲ未決拘禁所ニ収容ス（後略）⁵⁴

一目みてわかるように、「第一編 行刑」と「第三編 未決拘禁」とが並列関係になったこと、「刑務所ノ設備」から「未決拘禁所」が除かれたこと、未決拘禁所は原則として特設すべきであると明記されたことなどの変更が施されており、これは正木の年来の主張とも一致する。正木は刑務法案調査委員会および小委員会のいずれにも委員として名を連ねており、彼の旧蔵資料であった「刑務法案」⁵⁵には、これらの変更点について鉛筆で書き込みがなされていることから、修正の端緒が正木自身にあったか否かは不明ながらも、修正に彼が関与していたこと自体は確実である。

そしてこののち、「修正刑務法案」はさらに「刑務法予備草案」⁵⁶へと衣替えし、また、1927年6月には刑法並監獄法改正調査委員会が発足、下部組織として監獄法改正起草委員会も立ち上がるが⁵⁷、結局のところ、一連の監獄法改正事業は日の目をみることなく終わった。なぜなら、監獄法改正起草委員会が「刑法関連事項審議終了まで休会」⁵⁸し、以後も大きな成果を残すことなく、1940年に廃止されるにいたったためである⁵⁹。

以上、監獄法改正事業と絡めて1922年から温められてきた、未決拘禁施設の監獄（刑務所）からの分離・独立という方針は、山岡萬之助や正木亮に支えられて根強く主張されたが、あくまでも法案に取り込まれるにとどまり、具体的な形をとって表に現れることはなかったのである。

3. 司法制度調査会での未決拘禁施設独立に関する議論

- (1) 未決拘禁制度に対する各界の関心と関与——司法制度調査会の前提として
監獄法改正事業が中断していた1935（昭和10）年7月、司法大臣小原直のもとで司法制度調査会が設置される⁶⁰。「はじめに」でも述べたように、その答

申が東京拘置所の開設につながるわけだが、答申には誰の、どのような議論が影響を与えていたのであろうか。以下では、当時行われていた司法制度改善をめぐる議論⁶¹の中で、未決拘禁施設の独立がどのような位置づけを与えられていたのか、確認するところからはじめたい。

司法制度調査会の設置が予定される中、司法省調査課は、1934年10月に『司法制度改善ニ関スル諸問題』と題する小冊子を作成し、裁判所、検事局、弁護士会、大学、産業団体等に意見を求めた⁶²。同冊子には28項目の諮問事項が掲載されており、この中に

第二十二 未決拘禁制度ニ関シ考慮スベキ点如何⁶³

との問いが含まれている。意見を求められた関係機関は問いへの回答を寄せており、その一部が1935年3、4月に刊行された『法律時報』7巻3、4号に掲載されている。大学、産業団体、弁護士会からの回答をみると、未決拘禁制度に関しては未決勾留日数の短縮や勾留期間の刑期算入、差入などの待遇改善に関する意見が目立ち、未決拘禁施設の独立に触れるものはわずか3件に過ぎない⁶⁴。未決拘禁制度に対する当時の学界の関心事を把握する上では、少し時期は前後するものの、團藤重光が1938年に著した以下の文章が参考になろう。

刑事における被告人保護の趣旨から、未決勾留の改善及び陪審法の改正が問題とせられてゐる。就中、未決勾留は最も重要な意味を有するものである。昭和九年の司法省諮問事項中にも「未決拘禁制度に関し考慮すべき点如何」(諮問事項^{第三})といふ項目が掲げられてゐるのである。これはもとより不当拘禁といふ観点のみから問題を捉へたものではないが(中略)その重点はやはりそこにあるといはねばならぬ(中略)。主として問題となるのは第一に勾留期間の短縮、第二に勾留更新の制限、第三に勾留中の処遇の改善、第四に勾留に対する不服申立の許容(中略)である⁶⁵。

また、帝国弁護士会と第一東京弁護士会は、1934年秋にそれぞれ司法制度改善に関する見解を公表しているが⁶⁶、ここでも未決拘禁施設の独立には触れられていない。このように、当時の学界や弁護士会において、未決拘禁施設の独立は、未決拘禁制度をめぐる主要な論点には位置づけられていなかったのである。

ところが、「司法制度改善ニ関スル諸問題」について司法省調査課が加えた解説文では、この問題がもう少しクローズアップされている。

二十五 未決拘禁制度ニ関シ考慮スベキ点如何 (第二十二)

現行未決拘禁制度ニ関シテハ其ノ本質ニ鑑ミ未決拘禁ニ関スル独立法規ノ制定、諸国ニ於テ認ムルガ如キ裁判所所属ノ未決拘禁所ノ設立及未決拘禁所ニ囚人分類所ヲ附置シ確定囚ヲ配属セシムベキ刑務所ヲ指定スルノ制度ノ採用其ノ他差入制度ノ改良等幾多考慮ヲ要スベキモノアリ本問ヲ以テ其等ノ諸点ニ付意見ヲ問ハントス⁶⁷

つまり、諮問した側には、未決拘禁施設の独立という論点も念頭にあったものといえよう。また、司法省調査課が各界からの意見の聴取結果をまとめたと思しき文書には

第二十二 未決拘禁制度ニ関シ考慮スベキ点如何（中略）

四 未決拘禁所ニ関スルモノ

(イ) 設クル要アリト為スモノ

(1) 裁判所々属ノ未決拘禁所設置ノ要アリト為スモノ 【59件】

(2) 検事局ニ所属セシムヘシトスルモノ 【7件】

(3) 行刑系統ニ属セシムヘシトスルモノ 【13件】

(4) 司法大臣ノ直属トスルコト 【1件】

(ロ) 既決拘禁所ト建物施設若ハ処遇ヲ区別スヘシトスルモノ 【48件】

(ハ) 設備戒具処遇等ヲ改善スヘシトスルモノ 【70件】

(ニ) 建物ヲ裁判所構内若ハ附近ニ設クヘシトスルモノ 【6件】⁶⁸

との結果が記されており、相当数の機関から、未決拘禁所に関する意見が寄せられていたことがわかる。ここで、未決拘禁所を設ける必要があると回答した80機関の内訳をみると、裁判所19、検察局22、刑務所24、弁護士会4、大学1、その他10（外地機関・軍・産業団体など）となっている。この事実も、未決拘禁施設の独立に関して、学界・在野法曹の関心が低く、裁判・検察・行刑に携わる官界の関心が高かったことを示すものといえよう⁶⁹。

ところで、司法制度調査会発足後の1935年12月、第一東京弁護士会と帝国弁護士会の司法制度改善実行委員会は、「先に司法制度改善に関し適切緊要なりと認むる事項を審議決定したる処、更に之が具体的方策に関し萬遺憾なきを期するが為め」⁷⁰に「予審及勾留ニ関スル改善意見」を取りまとめた⁷¹。そこでは、未決拘禁施設の独立についても

二十 未決留置ニ付被勾留者ノ処遇ヲ改善スルコト

(イ) 未決拘禁場ヲ刑務所ヨリ分離シ之ヲ新設スルコト⁷²

と記載されるなど、要求事項がより具体化している。

そしてこの頃から、弁護士会は司法制度調査会を舞台の一つとして、行刑当局と連携しつつ、未決拘禁制度の改善に向けた動きをみせている。例えば、「予審及勾留ニ関スル改善意見」を取りまとめた司法制度改善実行委員会のメンバーは、1935年11月13日、岩松玄十行刑局長の案内により、建築中であった巣鴨刑務所（のちの東京拘置所）を参観し、改善希望事項を取りまとめて行刑局長へ提出した⁷³。この改善希望事項は、後日、司法制度調査会の「予審制度及未決拘禁制度ヲ議スル小委員会」に配付されている⁷⁴。

また、第一東京弁護士会と帝国弁護士会は1936年8月15日に「収容者ト家族トノ間ニ於ケル身分上若クハ家事上ノ用件ニ付便宜ヲ図ル方法ヲ立ツルコト」⁷⁵を決議したが、この決議も司法制度調査会の場で配付されたうえ⁷⁶、同年10月1日から、市ヶ谷刑務所に未決囚保護相談所を開設するという形で実現している⁷⁷。同施設は、「未決囚人と其の家庭とを連絡する相談所を設け、家族の生

活方針の指導及囚人の不満不便等を除去せんとする」ために設けられたもので、「帝国弁護士会の未決囚待遇改善意見の一部具現」であった⁷⁸。そして本件は、「各未決拘禁所に人事相談所を設けること」⁷⁹として、司法制度調査会の答申に取り込まれるのである。すなわち、当時の未決拘禁制度改革に関しては、弁護士会と行刑当局との間に一定程度の協力関係が成立していたといえるだろう。

(2) 司法制度調査会での審議

続いて、司法制度調査会での議論を取り上げたい。1935年7月に発足した司法制度調査会は、司法省から、「未決拘禁制度に関し考慮すべき点如何」⁸⁰など4項目の諮問を受けた⁸¹。

司法制度調査会はその後、10月3日に小委員会の委員を任命している⁸²。「予審制度及未決拘禁制度ヲ議スル小委員」に任命されたのは、光行次郎、池田寅二郎、泉二新熊、木村尚達、小野清一郎、平松市蔵、田阪貞雄^{ママ}、大森洪太、岩村通世、岩松玄十の10名で⁸³、幹事は宮城実、島保、両角誠英、池田克、坂野千里、齋藤悠輔、関宏二郎、船津宏、正木亮であった⁸⁴。

小委員会での議論の内容は一部を除いて不明とされているが⁸⁵、法務省法務図書館に所蔵される「司法制度調査会関係文書」⁸⁶中に、第1回（1935年10月7日開催）から第18回（1936年12月14日）までの小委員会の議事メモと配付資料が残されている⁸⁷。以下では同資料を用いながら、審議の経過に触れてみたい。

小委員会で未決拘禁制度が議論されたのは、確認できる限りにおいて、7月27日の第13回小委員会⁸⁸、9月21日の第14回小委員会⁸⁹、10月19日の第15回小委員会⁹⁰である。第13回小委員会では、いまだ予審制度について結論が出ていないにもかかわらず⁹¹、岩松行刑局長から「来年三月一極テ新シイ所カ出来已ツソ新シイ制度ヲ立テルニハ已イ時デアルカラ審キノスムノヲ俟タス 市ヶ谷ノ差入ニ付テハ大方針ヲ定メテ貫ツテ準備シタイト思フ休暇中ニ御□□ヲ願已明ケノ委員会ニ一回御討議ヲ願已タイト思フ」⁹²との発言がなされ、これを機に未決拘禁制度の審議が行われている。

9月21日の第14回小委員会では、未決拘禁施設の独立に言及する複数の資料

が配付された。そのうち一つは委員（弁護士）の田坂貞雄が提出した「未決勾留者処遇改善案」であり、そこには、

- 一、未決者ノ勾留所ヲ既決囚ノ収容所ヨリ全然分離独立セシムルコト（原則トシテ裁判所構内ニ附置セシム）猶特別ノ職員ヲ置キ私服制ヲ採用シ既決囚ヲ所内ニ於テ使役セサルコト
- 二、絶対ニ刑務所又ハ類似ノ名称ヲ用キサルコト⁹³

との項目がみられる。また、無記名の文書「未決拘禁者留置場ニ関スル改善希望」には、

- 一、未決拘禁者ノ留置場タルコトヲ明カニスル為メ之ヲ刑務所ト分離シ独立ノ名称ヲ附シタル設備ト為スコト⁹⁴

と記されている。本資料には鉛筆書きで「岩松行刑局長 第一東京弁 帝国弁護士」と記載され、岩松局長もまた、本資料が配付された小委員会の中で、1935年に両弁護士会から改善意見の提出があった旨の発言をしているので⁹⁵、本資料は弁護士会の意見書であろう。したがって小委員会では、弁護士出身の委員たちは未決拘禁施設の独立を支持する立場にあったとみられる。

一方、行刑当局の考えはどうであったかという点、第15回小委員会に、岩松行刑局長が「中華民國に於ける刑事被告人取扱に関する規定」を提出している⁹⁶。本資料は、署名こそ「正木幹事」から「岩松委員」に変わり、また全編が清書されているが、内容は1922年に正木亮が作成したものと同一であり、正木が記した「はしがき」も、一字一句変わらずに残っている。したがって、行刑局もまた未決拘禁施設の独立を志向していること、そしてその主張は正木亮が提起した議論の延長線上にあり、新たな理論や母法を根拠とするものではなかったことがわかる。

小委員会では、差入制度や未決拘禁の刑期算入問題など幅広い論点を取り上

げられる中、未決拘禁施設の独立に関しても、第15回小委員会で議論と採決が行われた⁹⁷。この場では小野清一郎が、「未決勾留所ト既決監ヲ設クルハ觀念論カカツテ居ルト思フ」、「地方ニ於イテ未決ト既決トカ嚴然ト區別セラル、ハ不經濟テアル」などと述べて未決・既決の法制上の分離や未決拘禁施設の独立に反対している⁹⁸。これに対して、施設の独立を主張していたと思われる岩松行刑局長が「入口ヲ變ヘル位」でよいと主張を変えたところ、小野は「入口ヲ別ニスル程度ナラ別ニ異存アリマセン」と容認に転じた⁹⁹。その結果、本件は「外形上別ニ取扱ヲナス如ク見ユル様ニ設備スル事」と決議されている¹⁰⁰。すなわち、小野清一郎の意見によって、未決拘禁施設の独立は、抑制された表現になったものといえる¹⁰¹。

小委員会の議を経たのち、1936年12月22日に司法制度調査会の総会が開かれて、同会の答申は完成した¹⁰²。未決拘禁制度改革に関する答申は全6項目からなるが、未決拘禁施設の独立に関しては、

- 一、未決拘禁所と既決刑務所とを外觀上區別し得るやう設備し独立の名称を付すこと¹⁰³

とされた。

司法制度調査会が答申で未決拘禁施設の独立を掲げるにいたった経緯は、次のように整理できる。まず、1935年以前には、未決拘禁施設の独立に関心を寄せていたのは主に官界であり、在野法曹や学界の関心は低調であった。しかし、司法制度調査会の設置前後から弁護士会と行刑当局との連携が密になり、同調査会を巻き込みながら、未決拘禁制度の改善が試みられた。そしてこの頃には弁護士会も、未決拘禁施設の独立を具体的な要求事項に掲げるようになる。

司法省の側は当初から、未決拘禁制度の独立を論点の一つと捉えており、行刑当局はこの動きを推進する立場にあったとみられる。その主張の根拠となり、参照された外国法制は、正木亮が残した「中華民國看守所暫行規則」であり、この点では新規性は見受けられない。

結果的に、司法制度調査会場で未決拘禁施設の独立が答申に加えられた背景には、行刑当局の年来の姿勢と、人権擁護を求める弁護士会側の姿勢の一致があったものと思われる。

4. 結語

本稿では、大正・昭和戦前期における未決拘禁施設の独立に向けた動きを、新出史料を用いながら再構成してきた。

未決拘禁施設は監獄（刑務所）と分離・独立して設置されることが理念として正しい、そうあるべきだとの考えは、大正期に監獄法改正事業が進められる中で、事業の関係者によって主張され、法案に取り込まれた。主唱者の一人には間違いなく正木亮がおり、これを法案の形で具体化する際に大きく寄与したのが山岡萬之助であった。特に正木は、参照すべき法令として「中華民國看守所暫行規則」を見出し、そこに規定された制度の日本での採用を訴えている。当時の当局者らがそうした主張を行った背景に、大正刑事訴訟法に定められた人権保護的諸規定があったことも疑いない。そして、大正期に形成された問題意識は、昭和戦前期の監獄法改正事業を通じて、司法省および行刑関係者に共有され続けた。

司法制度調査会が発足する前後、1934年から1935年頃にかけての学界や弁護士会が、未決拘禁施設の独立に対しては強い関心を寄せていなかったことを踏まえるならば、大正期以降の監獄法改正事業なくして、司法制度調査会の論点に未決拘禁施設の独立が挙がったとは考えにくい。一方で、未決拘禁施設の独立が人権擁護という目的のもとに発生した改革案である以上、その内容は弁護士会の立場とも親和性を有していた。司法省・行刑当局の側からその可能性が示されたのち、弁護士会でも、未決拘禁施設の独立という要求が明確な形をとるようになる。結果として司法制度調査会では、両者の合作のような形で、答申に「未決拘禁所と既決刑務所とを外觀上区別し得るやう設備し独立の名称を付すこと」という項目が設けられたのである。

以上の経緯からすれば、司法制度調査会の答申を受けて、1937年5月に監獄官制が改正され、刑務所から独立した未決拘禁施設である東京拘置監が誕生した、という一連の成果に、大正期以来の監獄法改正事業の影響をみてとることは十分に可能であろう。

なお、本稿では論じきれなかった事柄がいくつか残されている。一つは、そもそも東京拘置所が、いつの段階から単独の未決拘禁施設として構想されていたのかという点である。仮に司法制度調査会の審議よりも前の段階で、あらかじめ未決拘禁施設となることが予定されていたのであれば、本稿が取り上げた司法制度調査会の役割と意義は薄れることになる。この点は、さらなる検証が必要であろう。

もう一つは、先行研究における司法制度調査会の理解¹⁰⁴に対して、本稿で示した成果をどのように位置付ければよいのか、という問題である。本稿では、少なくとも未決拘禁施設の改革をめぐって、行刑当局と弁護士会とが一定の協調関係にあったと結論づけたが、一般的に司法制度調査会での議論は、検察権限の拡大強化を図る司法省の側と、人権蹂躪問題を取り上げてその歩みを批判する弁護士会・在野法曹の側とを対置させる形で把握されている。未決拘禁施設の改革をめぐる動きが局地的な例外を示すものという見方もできようが、それでもやはり、なぜこの問題が例外たりえたのか、という点は考えねばならないと思う。正木亮は後年、1920年代を回顧して、「収容者は人とし^マ処遇されねばならない。そういう時代にわが監獄法改正事業は進められたのである。このような哲学的基盤の上に刑務法予備草案が起草されたことを看過すると監獄法改正事業をたんなる技巧的な軽いものとして扱うようになる」¹⁰⁵と述べている。こうした理念と、当時の司法部の動きとが、いかにして共存し得たのかという点については、引き続き注意を払いたい。

1 「東京拘置所の新築落成」正義・昭和12年6月号（1937年）83頁。

2 国立公文書館所蔵『公文類聚』第61編・昭和12年・第9巻・官職7・官制7（司法省・文部省一）、「監獄官制中ヲ改正ス・（東京拘置所）」。

- 3 前掲同書。
- 4 刑事訴訟法制定過程研究会「刑事訴訟法の制定過程（一）」法学協会雑誌91巻7号（1974年）1110頁，小田中聰樹『刑事訴訟法の史的構造』（有斐閣，1986年）83頁など。
- 5 大正・昭和戦前期の監獄法改正事業を取り上げた研究には，矯正図書館所蔵・法務省矯正局『監獄法改正事業の概要』（1953年）1頁以下，綿引紳郎ほか『全訂 監獄法概論』（有信堂，1955年）343頁以下などに加え，小幡尚「昭和戦前期における行刑の展開と思想犯処遇問題」歴史学研究719号（1999年）1頁以下，同「一九二〇年代前半期における行刑の展開と監獄法改正準備事業」人文科学研究9号（2002年）69頁以下，同「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」高知大学学術研究報告人文科学編・社会科学編54巻（2005年）1頁以下，同「一九二〇年代における行刑制度改革構想と監獄法改正事業」人文科学研究15号（2009年）1頁以下をはじめとする小幡氏の業績がある。また，行刑制度調査委員会については拙稿「行刑制度調査委員会と山岡萬之助—大正期の監獄法改正準備作業に果たした役割—」叢誌7号（2012年）3頁以下も参照のこと。とりわけ，小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」および同「一九二〇年代前半期における行刑の展開と監獄法改正準備事業」の記述は詳細であり，本稿で記載する各種委員会の活動については両論文に負うところが大きい。
- 6 小河滋次郎『監獄法講義』（巖松堂書店，1912年）8頁。
- 7 前掲同書12頁。
- 8 小野清一郎『刑の執行猶予と有罪判決の宣告猶予及び其の他〔増補版〕』（有斐閣，1970年）所収「未決勾留に関する諸問題」144頁。
- 9 未決拘禁制度改革の経緯については，小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」6頁以下が詳しい。
- 10 法務図書館所蔵『行刑制度調査委員会内規施行ノ件訓令他諸綴』。
- 11 前掲同書。
- 12 前掲同書。
- 13 行刑制度調査委員会と山岡萬之助の関係については，拙稿「行刑制度調査委員会と山岡萬之助—大正期の監獄法改正準備作業に果たした役割—」8頁および13頁。
- 14 山岡萬之助については，細川喜美『人間山岡萬之助傳』（講談社，1964年），小川太郎・中尾文策『行刑改革者たちの履歴書』（矯正協会，1983年）所収・中尾文策「山岡萬之助」227頁以下，柏村哲博「第三代総長山岡萬之助小伝」日本大学史紀要3号（1997年）89頁以下など。
- 15 法務図書館所蔵「山岡萬之助関係文書」中「行刑制度調査」（E-57）。以下本稿では，法務図書館所蔵「山岡萬之助関係文書」を〔法務省山岡〕と表記する。
- 16 前掲同書。
- 17 〔法務省山岡〕「行刑制度調査委員会第一部会日誌」（E-60）。
- 18 前掲「行刑制度調査」（E-57）。
- 19 〔法務省山岡〕「行刑制度調査委員会幹事会日誌」（E-58）。

- 20 前掲同書。
- 21 前掲同書。法令面での両者の分離も、この決議を根拠になされたようである（小幡・前掲「一九二〇年代における行刑制度改革構想と監獄法改正事業」8頁）。
- 22 矯正図書館所蔵『行刑制度調査委員会幹事会日誌』（正本文庫323）。
- 23 前掲同書。本項目は、1922年11月16日に行われた第44回幹事会で決議された。
- 24 その過程は、〔法務省山岡〕「未決勾留法」（E-78）および前掲『行刑制度調査委員会幹事会日誌』（正本文庫323）などを通じて確認できる。
- 25 学習院大学法経図書館所蔵「山岡萬之助関係文書」中『行刑制度調査答申書（壹）』（A-II-1-2）。
- 26 『行刑制度調査答申書（壹）』の成立時期については、小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」6頁。
- 27 前掲『監獄法改正事業の概要』15頁。
- 28 〔法務省山岡〕「監獄法改正調査会日誌（第1回）」（E-69）。
- 29 〔法務省山岡〕「監獄法改正調査会日誌（第2回）」（E-70）。
- 30 前掲「未決勾留法」（E-78）。
- 31 前掲「監獄法改正調査会日誌（第2回）」（E-70）。
- 32 〔法務省山岡〕「[監獄法改正委員会報告書]」（E-75）。
- 33 〔法務省山岡〕「行刑法案 予防拘禁法案 未決勾留法案」（E-76）。
- 34 前掲「行刑制度調査委員会第一部会日誌」（E-60）。
- 35 前掲「監獄法改正調査会日誌（第2回）」（E-70）。
- 36 前掲「[監獄法改正委員会報告書]」（E-75）。
- 37 正木亮については、正木亮追想録刊行会編『正木亮追想録』（正木亮追想録刊行会、1974年）、小川・中尾・前掲書所収・中尾文策「正木亮」269頁以下など。
- 38 前掲「未決勾留法」（E-78）。
- 39 正木亮「中華民国看守所暫行規則を論ず（拘置監は監獄に非ず）」監獄協会雑誌35巻8号（1922年）4頁以下。
- 40 正木は後年、同規則の制定に関わったのが、清国政府の招請に応じて日本から現地に渡った小河滋次郎であったと述べている（正木亮「未決拘禁所の独立」法律新聞4090号（1937年）3頁）。この点について確証は得られないが、同規則と同じ1913年に中華民国で制定された中華民国監獄規則が日本の監獄法を参照しているとの指摘がある（手塚豊教授退職記念論文集編集委員会編『明治法制史政治史の諸問題』（慶應通信、1977年）所収・島田正郎「清末の獄制改革と小河滋次郎」518頁以下、特に523頁）。
- 41 正木・前掲「中華民国看守所暫行規則を論ず（拘置監は監獄に非ず）」9頁。
- 42 正木・前掲書4頁。
- 43 前掲『行刑制度調査委員会幹事会日誌』（正本文庫323）。
- 44 前掲「未決勾留法」（E-78）。
- 45 前掲「未決勾留法」（E-78）。

- 46 前掲『監獄法改正事業の概要』16頁および小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」13頁以下。
- 47 矯正図書館所蔵『刑務法案』（正本文庫331）。
- 48 泉二新熊については、吉川経夫ほか編『刑法理論史の総合的研究』（1994年，日本評論社）所収・内田文昭「泉二新熊の刑法理論（Ⅰ）」373頁以下および田宮裕「泉二新熊の刑法理論（Ⅱ）」395頁以下，小川・中尾・前掲書所収・小川太郎「泉二新熊」205頁以下など。
- 49 小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」13頁。
- 50 前掲「監獄法改正調査会日誌（第2回）」（E-70）。
- 51 前掲『監獄法改正事業の概要』16頁および小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」23頁以下。
- 52 前掲『監獄法改正事業の概要』16頁。
- 53 小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」24頁。
- 54 矯正図書館所蔵『修正刑務法案 昭和2年4月15日』（監獄法改正資料12-2）。
- 55 前掲『刑務法案』（正本文庫331）。
- 56 〔法務省山岡〕「刑務法予備草案」（E-81）。同法案は，条文番号に異同がみられるものの，未決拘禁施設に関する限り，「修正刑務法案」からの変更はない。
- 57 前掲『監獄法改正事業の概要』17頁および小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」26頁以下。
- 58 前掲『監獄法改正事業の概要』18頁。
- 59 この間の経緯について，小幡・前掲「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」27頁以下および38頁以下。
- 60 小田中・前掲『刑事訴訟法の史的構造』76頁，「司法制度調査会の経過」法律新聞3851号（1935年）4頁，「司法制度調査委員会並に改正弁護士法実施準備委員会の第一回会合」法律新聞3861号（1935年）6頁など。
- 61 小田中・前掲『刑事訴訟法の史的構造』47頁以下。
- 62 小田中・前掲『刑事訴訟法の史的構造』48頁，および刑事訴訟法制定過程研究会・前掲書1094頁。
- 63 刑事訴訟法制定過程研究会・前掲書1095頁。
- 64 東京帝国大学法学部が「未決囚を刑務所に収容するは其れ自体矛盾なり。裁判所所属の未決拘禁所を設け，少くとも原則として未決囚は此の未決拘禁所に収容するものとすべし。」（「資料欄」法律時報7巻3号（1935年）61頁），慶應義塾大学法学部法律科が「被疑者収容所を創設して未決者を勾留し，其の待遇を改善すべし」（前掲同書74頁），東京弁護士会が「未決と既決とを全然区別し未決者に対しては刑務所なる名称を使用せざる場所に勾留すること」（「資料欄」法律時報7巻4号（1935年）60頁）と言及するのみである。
- 65 團藤重光「司法制度」国家学会雑誌53巻10号（1938年）116頁以下。なお，記述を略した3か所には，いずれも割注によって関連文献が記載されている。

- 66 「司法制度改善ニ関スル意見」および「司法制度改善に関する第一東京弁護士会答申案」。正義・昭和9年12号（1934年）1頁以下および13頁以下。
- 67 司法省調査課「司法制度改善に関する諸問題」法曹会雑誌12巻12号（1934年）212頁。
- 68 法務図書館所蔵「司法制度調査会関係文書」「司法制度改善ニ関スル諸問題 司法省調査課」(1-(1))。以下本稿では、法務図書館所蔵「司法制度調査会関係文書」を〔法務省司法制度〕と表記する。なお、引用箇所中【 】内の記述は、史料上では回答した機関（各検察局・裁判所・刑務所・弁護士会・商工会議所など）の名称が列記されている部分を引用者が省略し、その件数（回答した機関の数）のみを記したものである。
- 69 例えば、同じ「未決拘禁制度ニ関シ考慮スヘキ点」でも、「勾留更新及勾留期間」に関する質問に対しては55機関が「制限セントスル説」に立っており、その内訳は裁判所2，検察局2，刑務所1，弁護士会27，商工会議所18，大学3，その他2（外地機関，公証）である。弁護士会・商工会議所の関心が高く，官界の関心は低いという，未決拘禁施設の独立問題とは逆の傾向を示していることがわかる。
- 70 「第一東京弁護士会，帝国弁護士会に於ける司法制度改善実行委員会決定意見」正義・昭和11年1月号（1936年）1頁以下。
- 71 前掲同書。
- 72 前掲同書5頁。
- 73 「未決拘禁者留置場改善希望事項の提出」正義・昭和11年1月号6頁以下。
- 74 〔法務省司法制度〕「未決拘禁者留置場ニ関スル改善希望」(3-(40))。当該資料は，1936年9月21日に行われた第14回小委員会で配付されている。なお，この点については本文16頁を参照。
- 75 〔法務省司法制度〕「刑務所差入制度ニ関スル決議」(3-(39))。
- 76 1936年9月21日の第14回小委員会で配付された。
- 77 「市ヶ谷刑務所に未決囚保護相談所を新設」正義・昭和11年11月号（1936年）158頁。
- 78 前掲同書。
- 79 「司法制度調査会答申」正義・昭和12年2月号（1937年）191頁。
- 80 「司法省に於ける司法制度調査会並弁護士法改正法律実施準備委員会」正義・昭和10年9月号（1935年）11頁。
- 81 前掲同書および刑事訴訟法制定過程研究会・前掲書1098頁。
- 82 〔法務省司法制度〕「[予審制度及未決拘禁制度ヲ議スル小委員会指名ノ件]」(2-(2))。
- 83 前掲同書。法律新聞3906号（1935年）20頁にも小委員会人名が掲載されているが，そちらには光行次郎の名が含まれていないなど，異同がある。
- 84 「司法制度改正委員会の小委員会の議題案」法律新聞3906号12頁。なお，正木亮については，1935年10月21日開催の第2回小委員会まで出席を確認できるが（第3回小委員会については資料が存在せず，開催日も出席者も不明である。），1935年12月2日に開かれた第4回小委員会では小委員会人名表中，正木の名前が取り消し線により抹消されている（〔法務省司法制度〕「[第4回] 予審制度及未決拘禁制度ヲ議スル

- 小委員会人名表」(3-(9))。これは、正木が東京控訴院検事に転任し、行刑局を離れたため(中尾・前掲「正木亮」286頁)と考えられる。
- 85 小田中・前掲『刑事訴訟法の史的構造』79頁。
- 86 同資料については、法務図書館編『司法制度調査会関係文書目録』(法務省法務図書館, 2009年)を参照のこと。
- 87 [法務省司法制度]「司法制度調査会 予審制度及未決拘禁制度ニ関スル小委員会議事撮要」(3)。
- 88 [法務省司法制度]「[第十三回予審制度及未決拘禁制度ヲ議スル小委員会]」(3-(23))。
- 89 [法務省司法制度]「[議事録の草稿]」(3-(36))。
- 90 [法務省司法制度]「[議事録の草稿]」(3-(42))。
- 91 小委員会が開かれる2日前の7月25日に、小委員会での議論が新聞で報じられるという事件があった。第13回小委員会の冒頭では、委員長の光行次郎と委員の小野清一郎が、このことについて発言している。なお、本件については小田中・前掲『刑事訴訟法の史的構造』79頁以下。
- 92 [法務省司法制度]「[議事録の草稿]」(3-(23)-②)。
- 93 [法務省司法制度]「未決勾留者処遇改善案 委員田坂貞雄」(3-(38))。
- 94 [法務省司法制度]「未決拘禁者留置場ニ関スル改善希望」(3-(40))。
- 95 前掲「[議事録の草稿]」(3-(36))。
- 96 [法務省司法制度]「中華民國に於ける刑事被告人取扱に関する規定 岩松委員」(3-(44))。
- 97 第15回小委員会で岩松行刑局長が答申案らしき10項目を掲げているが、その第2に「未決拘禁者ト既決ヲ分離」、第4に「未決拘禁ノ庁舎ヲ作ル」などの文言があり、これらの項目が未決拘禁施設の独立に関係していると思われる(前掲「[議事録の草稿]」(3-(42)))。
- 98 前掲同書。
- 99 前掲同書。
- 100 資料中、未決拘禁施設の独立に関する項目であったと思われる「第二」の上に、「◎」印が付されている(前掲「[議事録の草稿]」(3-(42)))。
- 101 ただし小野は、自説においては「法制上其の分離を要求する精神は極めて明かである」(小野・前掲書144頁)として未決・既決の分離を自明視している。
- 102 前掲「司法制度調査会答申」190頁以下。
- 103 前掲同書191頁。
- 104 小田中・前掲『刑事訴訟法の史的構造』47頁以下、および小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的分析』(日本評論社, 1976年)456頁以下。
- 105 正木亮「刑務法草案を起草した頃の思い出」刑政68巻5号(1952年)21頁。

〔付記1〕本稿の執筆にあたっては、公益財団法人矯正協会矯正図書館および法務省法務図書館とその関係者の皆さまに、所蔵資料の閲覧・利用をお認めいただくとともに、各種の便宜を図っていただいた。ここに記して感謝を申し上げます。

〔付記2〕本稿は、JSPS 科研費（若手研究（B）, 課題番号16K16979）, および一般財団法人山岡記念文化財団「山岡記念文化財団研究助成金」による研究成果の一部である。